

新型コロナウイルスの発生又はまん延に伴う更新講習修了期間の特例について

延期又は延長前に受講した更新講習の課程について

新型コロナウイルス感染症の影響により、更新講習の受講が困難であることを理由として、教員免許状の期限の延期又は延長申請を行うことが可能となっています。

通常、教員免許状の期限を延期または延長した場合、更新講習を受講する期間は延期又は延長後の期限の日の2年2ヶ月前から2ヶ月前までに変更となります。

この度、延期又は延長申請を行う前に免許状更新講習の一部を受講していた場合には、特例により更新講習を受け始めた日（大学から送付される「教員免許更新講習修了（履修）証明書」の「履修認定年月日」を確認してください。）から、延期又は延長後の期限の2ヶ月前までに履修の認定を受けた更新講習が次回の更新の際に有効なものとして扱うことが可能となりました。

なお、今回の特例の対象となるのは、以下の2点を満たす方のみとなりますので、ご注意ください。

① 新型コロナウイルス感染症の影響により、更新講習を受講できないことを理由として延期又は延長申請を行っていること

※病欠休業や育児休業を理由として延期又は延長申請をしている方は対象外

② 新型コロナウイルス感染症の影響を理由とした延期又は延長申請の前に教員免許更新講習の一部を受講している、もしくは全く受講していないこと

※延期又は延長申請の前に30時間全ての更新講習を受講している場合は、延期又は延長申請を行う理由がないことから対象外

※1 新型コロナウイルス感染症の影響により、更新講習を受講できないことを理由として延期又は延長する場合は、申請が必要となります。自動的に延期又は延長されることはありません。

※2 申請の方法については、所属の管理職等に確認するか、下記のホームページをご確認ください。

<https://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/kyoshokuin-bo/htdocs/menkyo/koushin/sinsei/>